

福山医療センター
院外処方箋に関する合意書

独立行政法人国立病院機構 福山医療センター（以下、甲という）と一般社団法人 福山市薬剤師会（以下、乙という）は、厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号 平成 22 年 4 月 30 日付）「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、院外処方に係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

本合意書は院外処方箋に係る患者の待ち時間短縮や薬学的ケアの充実、処方医師の負担軽減等を図る目的で、第 1 項の運用条件を満たした上で、第 2 項の事例において、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、甲が発行する院外処方箋について個別の処方医への確認を不要とする。但し、これは必要に応じての疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

1.運用条件

- 1) 乙の保険薬局では安定性・溶解性・体内動態等を考慮し薬学的見地に沿って、患者や患者家族からの十分な情報収集に基づいて照会の必要性を判断すること。
- 2) 乙の保険薬局では、合意書に係る処方変更の内容について、必ず十分な説明をして患者や患者家族から了承を得ていること。
- 3) 合意書の範疇かどうか不明な場合は疑義照会で対応すること。
- 4) 処方変更調剤をした場合は、お薬手帳やお薬説明書での情報提供を徹底する。

2.事例

- ① 剤形の変更（同成分に限る）
- ② 同一成分の銘柄変更
 - ・価格が変わる場合は、患者へ費用負担に関する説明を十分に行うこと。
- ③ 複数規格がある製剤の処方において、別規格への変更調剤
 - ・価格が変わる場合は、患者へ費用負担に関する説明を十分に行うこと。
- ④ 薬剤服用歴により継続処方が確認できる処方薬に残薬があるための処方日数調整
 - ・原則、残薬の現物を確認すること。
 - ・慢性疾患で手持ち分としている薬は残薬としないこと。
 - ・次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1日以上処方日数とすること（全削除は不可）。
 - ・残薬が生じた原因について検討し、適切に指導や介入を行い、その内容は「トレーシングレポート」にて情報提供をすること。

- ⑤ 添付文書に基づく用法への変更（アドヒアランス・薬効を考慮した変更）
- ⑥ 処方日数調整
 - ・医薬品の用法上・薬歴上または患者面談上、隔日投与、週1回投与、月1回投与、透析日等が明確な場合。
- ⑦ 外用剤の用法（適用回数・部位・タイミング等）が患者に直接口頭指示されている場合の用法記載の補完（但し薬歴上または患者面談上、明確な場合に限る）

3. 処方変更・調剤後の連絡とその後の対応

- ・処方変更調剤した場合、その旨を備考欄に記した処方箋（調剤録）を所定の窓口にFAXする。
- ・FAXされた調剤情報を甲薬剤部は電子カルテに反映すること。

4. 麻薬について

麻薬については、この合意書の適用外とする。

5. 一包化について

一包化については合意書の適用外とし、疑義照会もしくはトレーシングレポートで対応する。

6. 本合意書の変更及び追加について

本合意書の変更及び追加については、必要に応じて甲乙が協議し、合意をもって実施、周知する。

7. 本合意は令和2年4月1日より実施する。

以上7項目において甲・乙が合意し、本書に記名押印する。

令和2年3月16日

名称（甲）：独立行政法人国立病院機構 福山医療センター
住所：広島県福山市沖野上町4丁目14-17
代表者氏名：病院長 稲垣 優



名称（乙）：一般社団法人 福山市薬剤師会
住所：広島県福山市野上町3丁目12番1号
代表者氏名：会長 村上 信行

